

2017年2月21日 全11頁

法律・制度 Monthly Review 2017.1

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 1月は、バーゼルⅢ見直しの最終化の延期が公表されたこと（3日）、マイナポータルの利用が開始されたこと（16日）、フィデューシャリー・デューティーに関する原則案が公表されたこと（19日）、第193回通常国会が召集されたこと（20日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○1月の法律・制度レポート一覧	2
○1月の法律・制度に関する主な出来事	2
○2月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
上場株式等の住民税の課税方式の実質見直し	6
○レポート要約集	8
○1月の新聞・雑誌記事・TV等	11
○1月のウェブ掲載コンテンツ	11

◇1月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
5日	FinTech、電子決済等代行業者などを巡る 金融制度WG報告書の概要	横山 淳	金融制度	4
	フィデューシャリー・デューティ、HFT、PTS 信用取引などを巡る 市場WG報告書の概要	横山 淳	金融商品 取引法	5
	税制改正大綱—資産課税・相続税等の見直し ～タワーマンションの建物部分固定資産税は 最大7%程度の変動～	是枝 俊悟	税制	12
23日	法律・制度 Monthly Review 2016.12 ～法律・制度の新しい動き～	金本 悠希	その他法律	14
24日	アルゴリズム高速取引（HFT）規制の導入 ～金融審市場WG報告～	横山 淳	金融商品 取引法	8
25日	上場株式等の住民税の課税方式の実質見直し ～今年（2016年分所得）の確定申告から適用可、 最大5%減税に～	是枝 俊悟	税制	9
26日	資産運用業に対する規制、国際合意へ ～【FSB最終報告】ファンドの流動性ミスマッチと レバレッジに焦点～	鈴木 利光	金融制度	10
	PTSにおける信用取引の解禁 ～金融審市場WG報告～	横山 淳	金融商品 取引法	6

◇1月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
3日	◇中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、バーゼルⅢ見直しの最終化の延期を公表。
4日	◇金融庁、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則案を公表（意見提出期限は2月2日まで）。休眠預金から除外される預金、金融機関による公告・通知手続、金融機関から預金保険機構への休眠預金の移管期限、旧預金者への払戻し手続等について定めるもの。 ◇国税庁、e-Taxでの手続の際の添付書類について、イメージデータ（PDF形式）による提出の対象手続を拡大。新たに所得税、個人消費税、贈与税、相続税関係等についても利用が可能になる。 ◇国税庁、振替納税の領収書に代わる証明書の交付請求手続について公表。
5日	◇米国財務会計基準審議会（FASB）、企業結合：事業の定義の明確化に関するガイダンスを公表（適用は公開会社については2017年12月15日後開始事業年度から）。
10日	◇日本取締役協会、日本版スチュワードシップ・コードの改定に関する提言を公表。 ◇FASB、棚卸資産の開示に関するガイダンス案および負債の分類に関するガイダンス案を提案。
12日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」を公表（募集期限は3月13日まで）。

12日	<p>◇国際会計基準審議会（IASB）、IAS第12号「法人所得税」、第23号「借入コスト」、第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案を公表（コメント期限は4月12日まで）。</p> <p>◇金融安定理事会（FSB）、「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する政策提言」を公表。</p>
13日	<p>◇日本監査役協会、「監査役等と内部監査部門との連携について」を公表。</p>
16日	<p>◇マイナポータルアカウント開設が開始。</p> <p>◇マイナポータルとe-Taxとの連携が開始。</p> <p>◇東京証券取引所、コーポレートガバナンス・コードへの対応状況の集計結果を公表（2016年12月末時点）。</p>
17日	<p>◇金融庁、NISA・ジュニアNISA口座の利用状況を公表（2016年9月末時点）。口座総数はNISA:1,049万618口座、ジュニアNISA:17万4,758口座。買付総額はNISA:8兆8,591億8,170万円、ジュニアNISA:203億6,262万円。</p>
18日	<p>◇日本証券業協会、個人情報保護法の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正案を公表（意見提出期限は2月16日まで）。</p> <p>◇ASBJ及びFASB、定期会合を開催（19日まで）。</p>
19日	<p>◇金融庁、顧客本位の業務運営（いわゆるフィデューシャリー・デューティー）に関する原則案を公表（意見提出期限は2月20日まで）。顧客に対し、手数料等の費用についてサービスとの対価関係を含めて情報提供すべきこと、パッケージ化商品と個別商品との比較が可能となる情報を提供すべきことなどを内容とするもの。</p>
20日	<p>◇第193回通常国会が召集。会期は6月18日までの150日間の予定。</p> <p>◇平成29年度予算案が国会提出される。</p> <p>◇ドナルド・トランプ氏が第45代アメリカ合衆国大統領に就任（現地時間）。</p>
25日	<p>◇金融審議会の新メンバーが公表。</p> <p>◇金融庁、保険会社等のソルベンシー・マージン比率の計算方法を定める告示の改正案を公表（意見提出期限は2月24日まで）。デリバティブ取引リスク相当額の算定対象となる取引から一部の取引を除外する内容。</p>
26日	<p>◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「マーケット・リスクの最低所要自己資本へのよくある質問（FAQ）」を公表。</p> <p>◇FASB、のれんの減損テストの簡素化に関する会計基準の修正を公表。</p> <p>◇日本証券経済研究所の「証券業界とフィンテックに関する研究会サーベイグループ」、報告書を公表。</p>
27日	<p>◇金融庁、信用金庫法施行令等の一部改正案を公表（意見提出期限は2月25日まで）。新たに国立大学法人等を員外貸付の対象とする内容。</p> <p>◇未来投資会議の第4回会合が開催。企業関連制度改革等について検討される。</p> <p>◇政府税制調査会、第9回総会を開催。平成29年度税制改正の議論が行われる。</p> <p>◇ASBJ、実務対応報告公開草案第51号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」を公表（コメント期限は3月3日まで）。</p>
30日	<p>◇オーストリアとの新租税条約が署名される（未発効）。</p> <p>◇欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）、ダイナミック・リスク・マネジメント（マクロヘッジ会計）について、2016年のアウトリーチでの発見（Finding）を公表。</p>
31日	<p>◇金融庁、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の第1回会合を開催。座長は神作裕之・東京大学大学院法学政治学研究科教授、メンバーに松島俊直・大和証券投資信託委託代表取締役副社長。同コードをめぐる状況とフォローアップ会議意見書について討議。</p>

31日	<p>◇平成 28 年度第 3 次補正予算が成立。</p> <p>◇最高裁、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに養子縁組の無効事由に該当するものではないとの判断を示す。</p> <p>◇最高裁、インターネットの検索結果の一部削除を求めた裁判において、削除請求が認められるための判断基準を示す。</p>
-----	--

◇2月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2017年 (H29)	2月27日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正府令が施行。法人顧客を相手方とする店頭 FX 取引について、必要証拠金率以上の証拠金が必要となる。
	3月1日	◇改正個人情報保護法について、オプトアウトによる第三者提供に関する個人情報保護委員会への届出が開始。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	3月下旬	◇平成 29 年度改正税法が成立見込み。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の 60%→55%）。 ◇役員給与課税の改正（2017 年 10 月 1 日適用開始のもの以外）が適用（予定）。 ◇スピノフ税制の見直し（予定）。
	4月	◇FinTech 対応を含む銀行法等の一部改正法が施行（予定）。仮想通貨交換業に対する登録制の導入、銀行等の議決権保有規制（5%ルール）の緩和など。
	5月30日	◇改正個人情報保護法、全面施行。 ◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携が可能に。
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	8月1日	◇公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮。
2018年 (H30)	10月1日	◇NISA の第 2 期勘定設定期間（平成 30 年～35 年）における口座開設申込手続が開始。この日までに既存 NISA 口座でマイナンバーを告知している場合、自動で第 2 期の申込みが行われる。 ◇役員給与課税の改正（退職給与・譲渡制限付株式・新株予約権に係る部分）が適用（予定）。
	10月	◇厚生年金の保険料率が 18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISA の第 2 期勘定設定期間が開始。 ◇積立 NISA が開始（予定）。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（予定）。
	4月1日	◇（2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より）法人税率が 23.4%から 23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の 55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9 年→10 年）。 ◇（外国関係会社の 2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用（予定）。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の 100 株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISA の初年度（2014 年分）投資枠について、5 年間の非課税保有期間が満了。

2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入。 ◇車体課税の見直し(自動車取得税の廃止、環境性能割の導入)。 ◇(2019年10月1日以後開始事業年度より)地方法人特別税を廃止し、 地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始(予定)。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。

※原則として、1月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。今回新規に追加したものは太字で記載。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。

◇今月のトピック

上場株式等の住民税の課税方式の実質見直し

～今年（2016年分所得）の確定申告から適用可、最大5%減税に～

2017年1月25日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170125_011633.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 上場株式等の所得に係る課税方式

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式	備考
譲渡所得 (注1)	源泉徴収ありの特定口座の場合	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能
	上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税	—
配当所得	大口株主に該当しない場合	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 ・総合課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能
	大口株主（発行済み株式の3%以上保有）の場合	総合課税(注2)	総合課税	—
利子所得		・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	・申告不要制度 ・申告分離課税 から納税者が選択	所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

(注1) 取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

(注2) 少額配当(年1回配当の場合1銘柄10万円以下)に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可(住民税は総合課税のみ)。

(出所) 現行法令および大綱等をもとに大和総研作成

図表2 課税方式の選択の分析（国内上場株式の配当の場合）

課税所得金額	(A)両方とも申告不要			(B)両方とも総合課税						(C)所得税は総合課税で住民税は申告不要	最も税率の低い課税方式								
	所得税・復興特別所得税 (①)	住民税 (②)	合計 (①+②)	所得税(復興特別所得税除く)			住民税					正味税率の合計 (③+④)	正味税率の合計 (③+②)						
				税率	配当控除率	正味税率	税率	配当控除率	正味税率 (④)										
195万円以下	15.315%	5%	20.315%	5%	10%	0%	10%	2.8%	7.2%	7.2%※1	5%※1	C							
195万円超 330万円以下				10%		0%				7.2%	5%								
330万円超 695万円以下				20%		10%				10.21%	17.41%		15.21%						
695万円超 900万円以下				23%	13%	13.273%				20.473%	18.273%								
900万円超 1,000万円以下				33%	23%	23.483%				30.683%	28.483%								
1,000万円超 1,800万円以下				33%	28%	28.588%				37.188%	33.588%								
1,800万円超 4,000万円以下				40%	35%	35.735%				44.335%	40.735%								
4,000万円超				45%	40%	40.84%				49.44%	45.84%								
																			A

※1 配当所得に係る税額から控除し切れない分は、他の所得に係る税額から控除する形となる。

※2 配当控除以外の税額控除はないものとして計算している。

※3 0.001%未満の端数が出る場合は四捨五入により0.001%単位で表示している。

(出所) 現行法令および大綱等をもとに大和総研作成

図表 3 試算の前提

国民健康保険に加入する自営業者で、上場株式等の譲渡所得につき繰越控除の適用を検討する場合において、税と国民健康保険料を含めた負担が少なくなる課税方式を考える。

○国民健康保険料について

- ・国民健康保険料の所得割の料率は10.71%（千葉県千葉市の平成28年度（介護分を含む）の水準）。
- ・住民税において株式譲渡所得を申告分離課税とすれば繰越控除後の金額が国民健康保険料所得割の算定対象に含まれる。
- ・住民税において株式譲渡所得に申告不要制度を適用すれば国民健康保険料所得割の算定対象に含まれない。
- ・株式譲渡所得の申告の有無にかかわらず、国民健康保険料の上限に抵触せず、負担軽減の対象にもならない。

○上場株式等の譲渡所得

- ・前年に生じた上場株式等の譲渡損失が100万円繰り越されている。
- ・当年の上場株式等の譲渡所得はすべて源泉徴収ありの特定口座内で生じたもの（申告不要制度の利用が可能）で、①100万円の場合、②146.7万円の場合、③200万円の場合の3ケースを試算する。
- ・上場株式等の譲渡所得の課税方式は(A)両方とも申告不要（所得税も住民税も申告不要制度）、(B)両方とも申告分離（所得税も住民税も申告分離課税）、(C)所得税は申告分離で住民税は申告不要の3ケース¹を試算する。
- ・当年中に上場株式等の配当所得はない。

（出所）千葉県国民健康保険条例等をもとに大和総研作成

図表 4 課税方式の選択の試算（自営業者が繰越控除を適用する場合）

単位：円、年額		(A)「両方とも申告不要」と比べた負担額の増減		最も負担が少ない課税方式
		(B)両方とも申告分離	(C)所得税は申告分離で住民税は申告不要	
①繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が100万円の場合	所得税・復興特別所得税	-153,150	-153,150	(B) 両方とも申告分離
	住民税	-50,000	±0	
	国民健康保険料	±0	±0	
	計	-203,150	-153,150	
②繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が146.7万円の場合	所得税・復興特別所得税	-153,150	-153,150	(B)と(C)が ほぼ同値
	住民税	-50,000	±0	
	国民健康保険料	+50,016	±0	
	計	-153,134	-153,150	
③繰越控除前の上場株式等の譲渡所得が200万円の場合	所得税・復興特別所得税	-153,150	-153,150	(C) 所得税は申告分離で 住民税は申告不要
	住民税	-50,000	±0	
	国民健康保険料	+107,100	±0	
	計	-96,050	-153,150	

試算の前提は図表3を参照

（出所）現行法令等をもとに大和総研試算

図表 5 現行法における所得税の確定申告書と住民税の申告書の関係

① 所得税の確定申告書が提出された場合は、当該確定申告書を提出した日に住民税の申告書を提出されたものとみなす。この場合、所得税の確定申告書に記載された事項は住民税の申告書に記載されたものとみなす。

② ただし、同日前に住民税の申告書が提出された場合は、この限りでない。

（出所）地方税法第45条の3、第317条の3をもとに大和総研作成

¹ なお、「所得税は申告不要で住民税は申告分離」も選択肢としてはありうるが、この試算の例では、両方とも申告分離とする場合よりも常に、15万3,150円（＝100万円×15.315%）負担が重くなるため、考慮しないこととした。

◇レポート要約集

【5日】

FinTech、電子決済等代行業者などを巡る 金融制度WG報告書の概要

2016年12月27日、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」報告書が公表された。

報告書には、①金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーションの促進、②電子決済等代行業者（中間的業者）に対する登録制の導入、③金融機関によるオープンAPIの導入に関する方針、損失分担ルールなどの策定・公表、④銀行代理業に対する規制の見直しなどが盛り込まれている。

今後、金融審議会総会・金融分科会への報告、所要の法令改正などが行われるものと考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170105_011569.html

フィデューシャリー・デューティ、HFT、PTS 信用取引などを巡る 市場WG報告書の概要

2016年12月22日、金融審議会「市場ワーキング・グループ」は、報告を取りまとめ、公表した。

報告には、①顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティ）に関する原則（プリンシプル）の策定、②ETFの流動性、認知度の向上、③取引の高速化への対応（アルゴリズム高速取引（HFT）に対する規制の導入）、④PTSにおける信用取引の容認、⑤取引所の業務範囲の見直し（FinTech企業への出資など）が盛り込まれている。

また、フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォースで取りまとめられた報告も公表されている。

今後、金融審議会総会・金融分科会への報告、所要の法令改正などが行われるものと考えられる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170105_011572.html

税制改正大綱—資産課税・相続税等の見直し ～タワーマンションの建物部分固定資産税は最大7%程度の変動～

2016年12月8日に、自由民主党・公明党は「平成29年度税制改正大綱」を公表した。本稿は、固定資産税、相続税・贈与税関連の改正について解説・分析する。

大綱では、タワーマンションにおける建物部分の固定資産税額について、1棟全体の税額を各戸に按分する方法を見直すとしている。改正により各戸の固定資産税額は低層階ほど減少、高層階ほど増加し、現行比で最大7%程度の増減となるものと考えられる。もっとも、今回の改正はあくまで固定資産税の「税額」の改正であり固定資産税評価額の改正ではないため、相続時の相続税の評価額には直接影響しない。

このほか、大綱では、非上場株式の相続税評価額の計算方法の見直し、事業承継税制の見直し（要件緩和）、相続税の物納優先順位の見直し（上場有価証券等を第1順位に）、非居住者等に係る相続税・贈与税の課税対象範囲の見直しを行うとしている。

金融庁が要望していた上場株式等の相続税評価額の見直しは大綱に盛り込まれなかったが、他の資産との評価の平仄を整える観点から、引き続き検討することが望まれる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170105_011570.html

【23日】**法律・制度 Monthly Review 2016.12****～法律・制度の新しい動き～**

12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

12月は、与党が、配偶者控除の見直しや積立NISAの創設などを盛り込んだ税制改正大綱を公表したこと（8日）、金融審議会 市場ワーキング・グループが、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する原則の策定などを盛り込んだ報告書を公表したこと（22日）、金融審議会 金融制度ワーキング・グループが、金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーションの促進などを盛り込んだ報告書を公表したこと（27日）、などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170123_011619.html

【24日】**アルゴリズム高速取引（HFT）規制の導入****～金融審市場WG報告～**

2016年12月22日、金融審議会「市場ワーキング・グループ」は、報告をとりまとめ、公表した。

報告には、取引の高速化への対応として、アルゴリズム高速取引（HFT）に対する規制の導入が盛り込まれている。

具体的には、アルゴリズム高速取引を行う投資家に、登録制を導入し、体制整備・リスク管理に係る措置や、通知・情報提供に関する措置を講じるとしている。

加えて、証券会社に対しても、無登録でアルゴリズム高速取引を行う投資家や、アルゴリズム高速取引を行うための体制整備・リスク管理を適正に講じていることが確認できない投資家からの取引の受託を禁じることも提案されている。

今後、これを踏まえて、金融商品取引法やその関連法令の改正が進められるものと思われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170124_011627.html

【25日】**上場株式等の住民税の課税方式の実質見直し****～今年（2016年分所得）の確定申告から適用可、最大5%減税に～**

2016年12月8日に公表された「平成29年度税制改正大綱」により、上場株式等の住民税の課税方式が事実上見直されることが明らかになった。

上場株式等の配当所得については、従前より、申告不要制度・申告分離課税・総合課税の選択について納税者が任意に選択できたが、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であることが明確化された。特定公社債等の利子所得および源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等における申告不要制度と申告分離課税の選択においても、同様である。

所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが納税者のメリットとなるケースは主に2つある。1つは、上場株式等の配当所得について所得税は総合課税、住民税は申告不要制度（または申告分離課税）を選択することで住民税の税負担を抑えられるケースが挙げられる。もう1つは、所得税は申告分離課税で損益通算や繰越控除を利用する一方、住民税は申告不要制度を選択し国民健康保険料等の増加を抑えられるケースが挙げられる。

これらの改正は現行法の解釈により実現するため、2016（平成28）年分の所得に対する2017（平成29）年2月16日～3月15日に行われる確定申告においても適用できる。ただし、所得税と住民税と異なる課税方式を選択するには、所得税の確定申告書を税務署に提出する日の前日以前に、別途、住民税の申告書を市区町村に提出する必要がある。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170125_011633.html

【26日】

資産運用業に対する規制、国際合意へ

～【FSB最終報告】ファンドの流動性ミスマッチとレバレッジに焦点～

2017年1月12日、金融安定理事会（FSB）は、最終報告「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する政策提言」（最終報告）を公表している。

最終報告の意図は、「資産運用業者及びファンドに将来のストレスイベントに対する十分な準備をさせる」こと、そして「資産運用業セクターから生じる潜在的なリスクを法域内・間で把握するために当局が入手可能な情報を顕著に強化する」ことにある。最終報告が検討対象としているのは、あらゆるタイプの「ファンド」である。もっとも、マネー・マーケット・ファンド（MMF）、年金基金および政府系ファンド（SWFs）は検討対象から除外されている。

最終報告は、潜在的に金融安定リスクをもたらさう資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する14の政策提言を提示している。FSBは、その中で、（i）流動性ミスマッチ、（ii）レバレッジ、が重要であるとしている。

流動性ミスマッチに係る政策提言としては、オープンエンド型ファンドを対象として、ストレステストの実施、スイング・プライシングや償還手数料の導入、流動性の状況に係る開示の強化が提言されている。レバレッジに係る政策提言としては、一貫性のあるレバレッジの計測方法の策定、規制監督当局によるモニタリング（必要に応じて介入）が提言されている。

資産運用業界は、最終報告にそれほど恐れを抱いていないものと思われる。というのも、その政策提言の多くは（銀行規制に類似しているというよりは）業界特有のもので、かつ、すでに各々の規制監督当局で検討されているものを反映しているにすぎないからである。しかし、米国投資信託協会（ICI）は、FSBが資産運用業者を「銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関（NBNI G-SIFIs）」に認定するか否かの検討を再開する意図を持ち続けている点に懸念を示している。

流動性ミスマッチおよびレバレッジに関する政策提言は、証券監督者国際機構（IOSCO）によって具体化される（前者は2017年中、後者は2018年中）。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170126_011637.html

PTSにおける信用取引の解禁

～金融審市場WG報告～

2016年12月22日、金融審議会「市場ワーキング・グループ」は、報告をとりまとめ、公表した。

報告には、PTS（私設取引システム）における信用取引の解禁が盛り込まれている。

具体的には、利益相反防止措置、自主規制機能について適切なスキームが構築されることを要件にPTSにおける信用取引を解禁する、というものである。

加えて、自主規制機能（信用取引残高の集計・報告、信用取引に係る規制措置、取引参加者の上記措置に遵守状況の調査・処分）や、売買停止措置等について、取引所・日本証券業協会・PTSの協力、連携を求めている。

今後、これを踏まえて、金融商品取引法の関連法令・ガイドラインなどの改正が進められるものと思われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170126_011638.html

◇1月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
金融ファクシミリ新聞 (1月5日付朝刊1面)	バーゼルⅣについてコメント	鈴木 利光
日経ヴェリタス (1月15日付49面)	決算短信簡素化について	吉井 一洋
Financial Adviser (2月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.23— 平成29年度税制改正大綱を発表 ～金融・証券関係の主な改正項目	小林 章子

◇1月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
1月4日 掲載	コラム：上場会社のフェア・ディスクロージャー・ルール対応を巡る対話 http://www.dir.co.jp/library/column/20170104_011562.html	横山 淳
1月17日 掲載	コラム：気をつけたい預貯金の相続 http://www.dir.co.jp/library/column/20170117_011592.html	小林 章子
1月31日 掲載	コラム：女性活躍のために男性の育児休業を http://www.dir.co.jp/library/column/20170131_011640.html	是枝 俊悟